

Topics | トピックス

- ◆ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえ障害年金診断書の取扱いの一部を改正
- ◆ 「障害年金の認定（眼の障害）に関する専門家会合（第2回）」を開催
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」についてのパブリックコメント
- ◆ 出生数は減少、死亡数は増加（対前年同月比）～「人口動態統計（速報）」（2021年3月分）
- ◆ 2021年3月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で76.7%

◆ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等を踏まえ障害年金診断書の取扱いの一部を改正

厚生労働省は2021年5月10日付で「年管管発0510 第5号」により日本年金機構に向けて、『「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等に係る障害状態確認届（診断書）を提出期限までに提出しなかった場合における障害基礎年金、障害厚生年金等の支払の一時差止め等の取扱いについて」の一部改正について』を通知した。新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及び新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施期間が延長されたことを踏まえ、障害年金の診断書の取扱いについて一部改正した旨の通知となっている。同内容を「年管管発0510 第6号」により、地方厚生（支）局の年金調整（年金管理）課長及び 市区町村の民生主管部（局）長と国民年金主管課（部）長充てに通知した。

障害年金受給者は、提出期限までに障害年金診断書を日本年金機構に提出する必要があるが、期限までに提出がない場合は、障害年金の支払いが一時差止めとなる。しかし、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（2021年4月25日～同年6月20日）やまん延防止等重点措置（2021年4月5日～同年6月20日 ＊地域により異なる）の対象地域に居住する人、圏域をまたいで対象地域の医療機関を受診する人が医療機関を受診できず通常の手続きを円滑に行えない場合を考慮して下記のような特例措置をとる。

●提出期限が2021年2月末日である人

2021年8月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金の支払いの一時差し止めは行われない。

●提出期限が2021年3月末日、4月末日、5月末日、6月末日、7月末日、または8月末日である人

2021年9月末日までに障害年金診断書が提出された場合は、障害年金の支払いの一時差し止めは行われない。

（※2021年5月31日現在）

◆ 「障害年金の認定（眼の障害）に関する専門家会合（第2回）」を開催

厚生労働省は2021年5月27日、「障害年金の認定（眼の障害）に関する専門家会合（第2回）」を持ち回りにより開催した。この会合の趣旨は、障害年金の認定のうち眼の障害について、2012年の専門家会合より検討課題とされてきた事項や、日本眼科学会・日本眼科医会の取りまとめ報告書を受けた身体障害者手帳（視覚障害）の認定基準の見直し内容等を踏まえ、障害認定基準及び診断書様式の見直しを検討することである。

第2回の会合では、「眼の障害に関する障害認定基準及び眼の障害用の診断書様式の見直し案のとりまとめについて」を議事に、（1）眼の障害に関する障害認定基準の見直し（視力障害、視野障害）（2）眼の障害用の診断書様式の見直し（3）その他について検討を行った。

<障害年金 眼の障害認定基準の改正案>**1. 視力の認定基準について**

良いほうの眼の視力に応じて適正に評価できるよう、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による認定基準に変更する（表1）。

2. 視野の認定基準について

現在広く普及している自動視野計に基づく認定基準も創設し、自動視野計による測定の導入に伴う基準の整理を行うとともに、視野障害をより総合的に評価できるよう、認定基準を変更する。

会合では、目の障害認定基準の改正を行うにあたって、これまでのゴールドマン型視野計と現在広く普及している自動視野計による測定の違いも確認された。また、改正に伴う併合判定についても検討が行われた。さらに診断書については、改正後の障害認定基準に該当しているかどうかを判断するために必要な情報を把握できる様式に改正することが望ましいとされた。具体的には、日本眼科学会・日本眼科医会の合同委員会による取りまとめ報告書等を受けて認定基準を改正した身体障害者手帳（視覚障害）の診断書様式を参照して、診断書様式の改正を行う。また、診断書を記載する医師の負担をできるだけ軽減するため、医師に視野図の記載を求めるのではなく、診断書に視野図のコピーの添付を求めることとする。

第1回会合（2021年4月30日）における「認定基準・診断書の見直し案についての検討」、第2回会合における「認定基準・診断書の見直し案のとりまとめについての検討」を経て、今後は、関係法令・障害認定基準を改正・施行について審議される。

<表1> 視力に係る障害認定基準の改正案

等級	現 行	改正案
1 級	<u>両眼の視力の和が0.04以下のもの</u>	① <u>良い方の眼の視力が0.03以下のもの</u> ② <u>良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</u>
2 級	<u>両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの</u>	① <u>良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（1級②を除く。）</u> ② <u>良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの</u>
3 級	<u>両眼の視力が0.1以下に減じたもの</u>	<u>良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（2級②を除く。）</u>
4 級	① <u>両眼の視力が0.6以下に減じたもの</u> ② <u>一眼の視力が0.1以下に減じたもの</u>	① <u>良い方の眼の視力が0.2以上0.6以下のもの</u> ② <u>一眼の視力が0.1以下に減じたもの</u>

* 下線部が改正部分

◆「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」についてのパブリックコメント

厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」についてのパブリックコメント（案件番号495210054）に関して、2021年5月25日、この件が、公益上緊急に定める必要があり、行政手続法第39条第4項第1号※に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行わなかったことを公表した。

※行政手続法第39条第4項第1号

第39条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八 （略）

<改正の趣旨と概要>

【改正の趣旨】

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（以下「特例法」）第4条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、新型コロナウイルス感染症及びまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者を対象として支給されてきた。この度の改正は、2021年4月25日付けで緊急事態宣言が発令されたこと等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部の規定について改正を行うものである。

【改正の概要】

現在、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の対象となる休業期限については、2021年6月30日まで延長されている。1日当たりの支給上限額は原則9,900円となっている。その上で、まん延防止等重点措置を実施する区域において、知事による新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて事業主に休業させられた場合は、1日当たりの支給上限額を11,000円とする特例（地域特例）を設けている。

緊急事態措置実施地域の労働者についてもこの特例の対象とすることとし、当該地域の属する都道府県の知事が、基本的対処方針に沿って時短要請等の要請を行った場合に、当該要請を受けて事業主に休業させられた労働者については、月の初日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの間に限り、引き続き1日当たりの支給上限額を11,000円とする等の改正を行う。

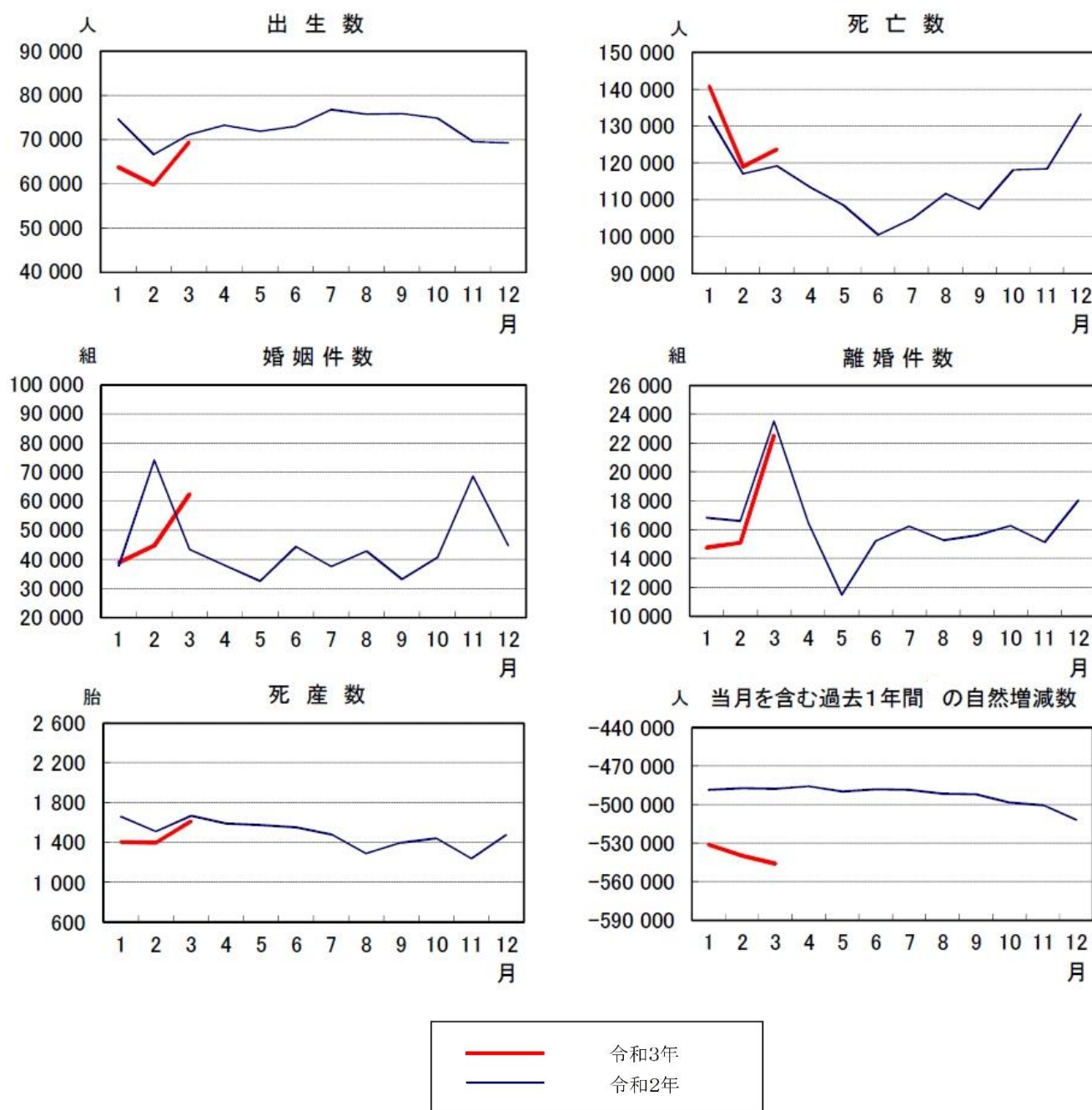
出典：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 概要」

◆ 出生数は減少、死亡数は増加(対前年同月比)～「人口動態統計(速報)」(2021年3月分)

厚生労働省は2021年5月25日、「人口動態統計(速報)」(2021年3月分)を公表した。統計によると、2021年3月分の出生数は69,446件(対前年同月比1,689件減少)、死亡数は123,579件(同4,418件増加)、自然増減数※はマイナス54,133件(同マイナスが6,107件拡大)、婚姻数62,406件(同18,955件増加)、離婚数22,530件(同984件減少)となった(図1)。2021年3月は死亡数と出生数の差が大きく、前年同月と比較しても自然減少数が拡大している。

※自然増減数とは、出生と死亡の差。「自然増」は出生と死亡の差がプラスの場合をいい、「自然減」は、出生と死亡の差がマイナスの場合をいう。

<図1> 人口動態統計に係る2021(令和3)年と2020(令和2)年の比較



出典：厚生労働省「人口動態統計(速報、2021年3月分)結果の概要」

◆ 2021年3月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で76.7%

厚生労働省は2021年5月28日、2021年3月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2018年3月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.7%増の76.7%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。
納付対象月数は890万月で、納付月数は683万月。

【2019年3月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.7%増の76.9%であった。納付対象月数は854万月で、納付月数は656万月。

【2020年3月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は74.1%であった。納付対象月数は830万月で、納付月数は615万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は88.1%となっている。